

目黒区業務継続計画＜地震編＞

平成 31 年（2019 年）改定

平成 31 年（2019 年）4 月

目 黒 区

目 次

第1章 業務継続計画の概要	3
1 業務継続計画とは	3
2 計画改定の背景	3
3 計画の目的と基本姿勢	4
4 計画の位置付け	4
5 計画の適用	4
6 計画の基本方針	5
7 地域防災計画と業務継続計画との関係	5
第2章 想定する地震と被害	7
1 想定する地震	7
2 想定する地震による被害の特徴	7
3 想定する地震による区の被害	8
第3章 非常時優先業務	11
1 非常時優先業務の考え方	11
2 非常時優先業務の選定	11
3 主な非常時優先業務	13
第4章 業務継続のための執行体制の整備	25
1 災害対策本部長の職務代理	25
2 職員の参集態勢	26
3 勤務時間外に参集可能な職員数の把握	26
4 参集職員の配置及び任務	28
第5章 業務継続のための執行環境の整備	31
1 施設の安全対策	31
2 ライフライン途絶時の準備	33
3 情報連絡手段の確保	34
4 重要な行政データの保全	35
5 職員の健康維持	36
6 業務継続に必要な資機材等の確保	36
7 災害時の現金支出	37

第6章 実効性確保のための取組	38
1 業務継続マネジメント（BCM）の推進	38
2 職員に対する教育・訓練	39
3 計画の点検・検証・見直し	39
4 地域防災計画との整合性の確保とマニュアルの整備	39
5 協定締結事業者・団体等からの応援受入れ	39

【資料】

資料1 目黒区危機管理指針	(資料1)
資料2 目黒区災害対策本部条例	(資料2)
資料3 目黒区災害対策本部条例施行規則	(資料3)
資料4 目黒区災害対策本部運営要綱	(資料4)
資料5 目黒区業務継続計画策定調整等会議設置要綱	(資料5)

<参考資料>

- 内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）
- 内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）
- 東京都「区市町村における業務継続計画策定のために」（平成30年3月）
- 東京都「東京都災害時受援応援計画」（平成30年3月）
- 東京都「東京都業務継続計画（都政のBCP）」（平成29年12月）

第1章 業務継続計画の概要

1 業務継続計画とは

首都直下地震などが発生した場合には、ライフラインや交通機関等が停止し、区施設や職員も被災する。このため、平常時の職員数や執務環境を前提とした業務を行うことは困難となる。区の業務が中断すると、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすだけでなく、企業・団体の事業継続は行政の機能復旧の影響を受けることが多いことから、行政の復旧の遅れは、区民の生活や企業・団体の活動に大きな支障をきたすことになる。

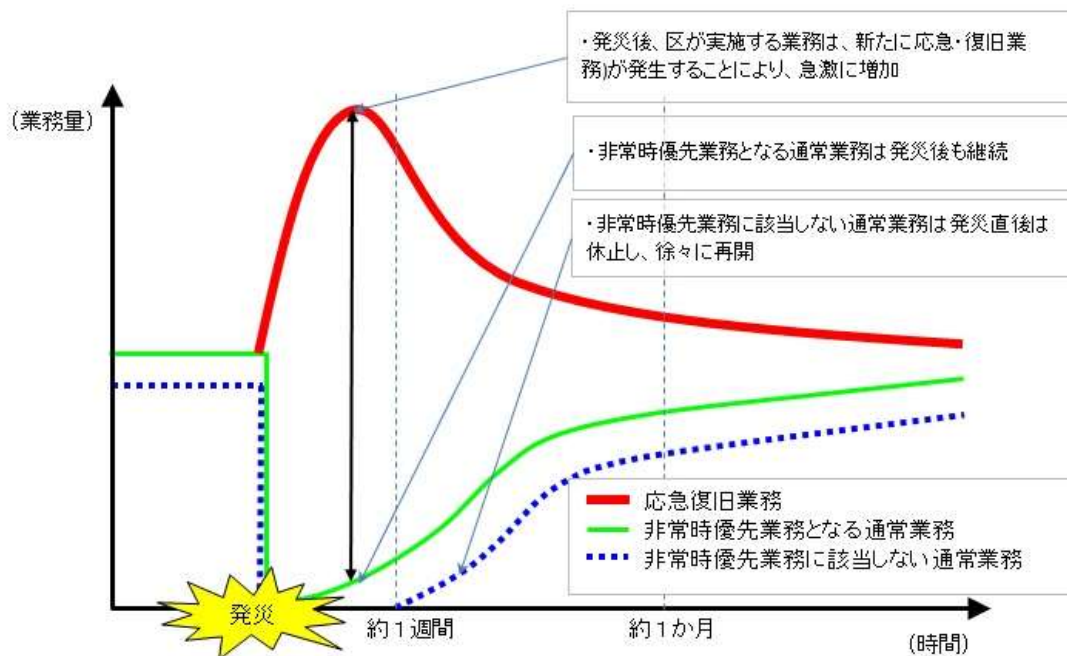
業務継続計画（「Business Continuity Plan」略して「BCP」という。）とは、災害時における人員や施設及び資器材等が制約を受ける状況の中で、応急・復旧業務や通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務を「非常時優先業務」として事前に選定しておき、限られた人員や資器材等の資源を効率的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画である。

2 計画改定の背景

行政における業務継続計画の策定は、平成17年9月、国の中央防災会議で決定した「首都直下地震対策大綱」において、「首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に基づき定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的な訓練を行う」としたことを契機としている。この動きを受けて、東京都は平成20年11月に「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」を策定し、国も平成22年4月に「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を公表するなど、地方公共団体における業務継続計画策定の必要性が示される中、本区は平成23年4月に「目黒区業務継続計画＜地震編＞」を策定した。

その後、東日本大震災をはじめとする近年の災害事例等を踏まえ、国は平成28年2月、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改定した。本区においても、現行のBCP策定後8年が経過することから、新たな課題を踏まえた最善の業務継続のあり方を検討し、実効性のある計画とするよう改定することとする。

図 1-1：＜業務継続計画導入による業務の継続と早期復旧のイメージ＞



3 計画の目的と基本姿勢

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合において、災害対策拠点となる目黒区役所の機能低下を最小限にとどめながら、区民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。業務継続計画の実効性を確保するための基本姿勢は次の三点である。

- 地震発生時には、全庁を挙げて災害対応態勢を確立し災害応急対策に従事する。
- 業務継続計画で抽出した非常時優先業務は確実に実施する。
- 発災後1週間は非常時優先業務を最優先で実施し、優先度の高くない業務を中止する。

4 計画の位置付け

本計画は、「目黒区基本計画」や「目黒区災害対策基本条例」、「目黒区危機管理指針」においてその策定を定めているもので、「目黒区地域防災計画」や各災対部の行動マニュアルの実効性を確実なものにするための補完的な計画とするほか、全庁的な共通マニュアルとして位置付ける。

5 計画の適用

(1) 計画の適用期間

本計画の適用期間は、発災から1か月後までとする。ただし、被害状況に応じて目黒区

地域防災計画に定める災害対策本部長（区長）（以下「災害対策本部長」という。）が期間の短縮又は延長をすることができる。

なお、本計画の第4章及び第5章に掲げる課題への対応並びに第6章の計画の検証・見直し等については、適用期間にかかわらず、継続的に推進する。

（2）計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、以下のとおりとする。

- 目黒区組織規則に定める本庁、本庁行政機関（清掃事務所、児童館、保育所等）、地方行政機関（保健所、地区サービス事務所等）
- 目黒区会計管理室の組織に関する規則に定める会計管理室
- 目黒区議会事務局条例に定める目黒区区議会事務局
- 目黒区教育委員会事務局設置規則に定める目黒区教育委員会事務局
- 目黒区選挙管理委員会規程に定める目黒区選挙管理委員会事務局
- 目黒区監査委員条例に定める目黒区監査事務局

6 計画の基本方針

国の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月改定）で掲げる特に重要な6要素を確実に実施する。

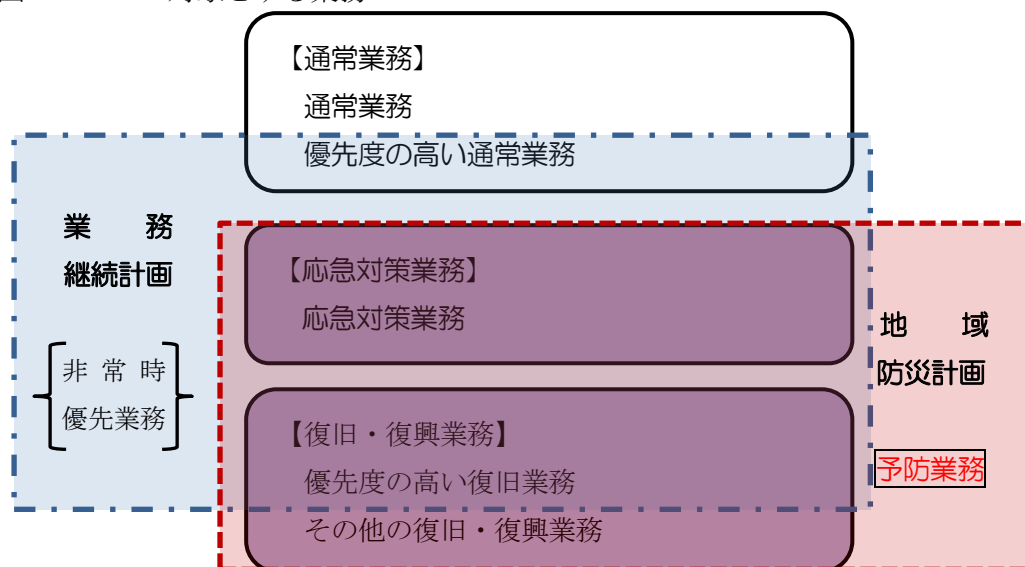
- 要素1：首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
（緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせない参集体制を確立し、非常時優先業務遂行に必要な職員を確保）
- 要素2：本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
（総合庁舎、防災センターの安全対策を充実）
- 要素3：電気、水、食料等の確保
（ライフラインが途絶した場合でも職員が業務を遂行するための非常用電源設備の充実、水、食料等を準備）
- 要素4：災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
（固定・携帯電話等が使用不能な場合でも、使用可能となる通信手段の確保）
- 要素5：重要な行政データのバックアップ
（バックアップ体制の構築、事業者との連携、代替手段の検討）
- 要素6：非常時優先業務の整理
（区民生活等への影響度合いごとに分類し、その選定と目標復旧時間を設定。選定した業務を部局単位で時系列に整理）

7 地域防災計画と業務継続計画との関係

（1）対象とする業務の関係

地域防災計画と業務継続計画が対象とする業務の関係は、図1-2のとおりである。

図1-2：＜対象とする業務＞



(2) 地域防災計画と業務継続計画の比較

区の地域防災計画と業務継続計画の比較は、表1-1のとおりである。

表1-1：＜地域防災計画と業務継続計画の比較＞

	地域防災計画	業務継続計画（地震編）
実施主体	・区、東京都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関	・区
目的	・区の区域において震災の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、区の区域並びに住民の生命・身体及び財産を保護するとともに、「地域の防災力の向上」を図る。	・大地震による災害により区自らも被災し、人員やライフライン等が制約された状況でも、非常時優先業務を一定水準確保し、早期復旧を確実にすることにより、区民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持する。
対象業務の範囲	－	・優先度の高い通常業務
	・予防業務	－
	・応急対策業務	・応急対策業務
	・復旧業務	・優先度の高い復旧業務
特徴	・復興業務	－
	応急対策業務の開始時期を時系列で示しているが、業務遂行の制約となる要因とその対策の方向性は示していない。	業務の優先度を区民影響度等で分類し、優先して実施すべき業務の選定とその目標復旧時間の設定を行い、業務実施に伴う制約要因を人員・施設・資機材・情報等の視点から明らかにした上で、その対策の方向性を示している。

第2章 想定する地震と被害

本計画において想定する地震は、平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による被害想定」における「東京湾北部地震マグニチュード7.3」とする。

1 想定する地震

(1) 想定する地震と発生条件は、表2-1のとおりである。

表2-1：＜想定する地震と発生条件、「首都直下地震等による被害想定」より＞

種類	東京湾北部地震
震源	東京湾北部
規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	約20～35km
季節・時刻	冬の夕方 18時
気象条件	風速8m/s 晴

(2) 想定震度（「首都直下地震等による被害想定」による震度分布）

区内の広範囲において震度6強

2 想定する地震による被害の特徴（「首都直下地震等による被害想定」による被害特徴）

【冬の夕方 18時】

- 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。
- オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留。
- ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。
- 鉄道、道路もほぼラッシュに近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

（参考：冬の深夜から昼の被害想定）

【冬の深夜・早朝 5時】

- 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。
- オフィスや繁華街等の屋外滞留者や、鉄道・道路利用者が少なく、帰宅困難者の発生はほとんどない。

【冬の昼 12時】

- オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。

- 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は深夜・早朝と比較して少ない。
- 区庁舎等の被害状況によっては、職員や来庁者に人的被害が生じる。
- 公的機関は執務中であるため、災害対策本部等が速やかに設置される。

3 想定する地震による区の被害

(1) 区全体の被害想定

想定する地震による区全体の被害は、表2-2のとおりである。

表2-2：＜想定する地震による区全体の被害＞

(平成24年4月「首都直下地震等による被害想定」による主な被害想定

：東京湾北部地震 冬の夕方 18時 風速8m/s)

区全体の被害想定				
夜間人口：268,330人 昼間人口：271,320人 面積 14.67km ²				
震度別 面積率	5弱以下	0.0%	5強	0.0%
	6弱	12.8%	6強	87.2%
	7	0.0%		
建物 棟数	木造	40,796棟		
	非木造	23,689棟		
原因別 建物全壊 棟数	ゆれ (木造、非木造別。全壊率)	2,510棟 (木造2,119棟 5.2%、非木造391棟 1.6%)		
	液状化	6棟		
	急傾斜地崩壊	23棟		
急傾斜地崩壊危険箇所		20箇所		
火災	出火件数		27件	
	焼失 棟数	倒壊建物を含む	11,232棟	
		倒壊建物を含まない	10,795棟	
人的 被害	死者	ゆれ、液状化建物被害	96人	
		急傾斜地崩壊	2人	
		火災	230人	
		ブロック塀等	4人	
		屋外落下物	0人	
		屋内収容物(参考値)	6人	
		計	332人	
	負傷者	ゆれ、液状化建物被害	2,041人(240人)	
	急傾斜地崩壊	2人(1人)		

(うち 重症者数)	火災	1,016 人 (283人)
	ブロック塀等	131 人 (51人)
	屋外落下物	6 人 (1人)
	屋内収容物	129 人 (28人) *参考値
人的被害 合計		3,995 人 (うち重傷者数604人)
避難者	発生数	94,335 人
帰宅困難者	滞留者数	241,932 人
	帰宅困難者数	78,206 人
エレベーター閉じ込め台数		152 台
災害時要援護者	死者数	153 人
	自力脱出困難者数	828 人
震災廃棄物		117 万トン

*小数点以下の四捨五入により、合計数が一致しない場合がある

(2) 区内のライフラインの被害想定と復旧見込み

想定する地震による区内のライフラインの被害想定と復旧見込みは、東京湾北部地震によるものであり、表2-3のとおりである。

表2-3：＜区内のライフラインの被害想定と復旧見込み＞

	目黒区	東京都全体	
	被害率	被害率 (区部)	*復旧期間
電力 (停電率)	26.4%	24.9%	概ね1週間程度
通信 (不通率)	18.4%	10.0%	概ね2週間程度
ガス (停止率)	0.0~100%	26.8%	概ね1~2か月程度
上水道 (断水率)	40.1%	45.0%	1か月以上
下水道 (管きよ被害率)	30.3%	27.1%	1か月以上

*復旧期間は、平成24年度現在で各事業者において見直しを行っているため、定性的評価によるものである。

(3) 交通施設の被害想定

想定する都内の道路施設の被害想定は、東京湾北部地震によるものであり、表2-4のとおりである。

なお、想定する震度6以上の地震が発生した場合には、必要に応じて、環状七号線から都心方向への車両の通行が道路交通法の第一次交通規制により禁止となることや、目黒通り等が災害対策基本法の第二次交通規制により緊急交通路の指定対象となるため、緊急自

自動車等以外の一般車両の通行は禁止となる。このため、区内の交通事情への影響は、地震による被害に加えて交通規制からも発生する。

* 想定は、被害箇所を特定するものでなく、マクロな視点で把握するものである。

表 2 - 4 - 1 : <都内の道路施設の被害想定>

道路施設								
区 部	高速道路 (被害率)		一般道路 (被害率)					
	*1大被害	*2中小被害	一般国道		都道		区市町村道	
			大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害
	0.0%	12.9%	0.0%	12.8%	0.6%	6.8%	0.2%	2.4%

* 1 : 大被害 : 落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない程度の損傷

* 2 : 中小被害 : 部分的な亀裂、コンクリートの剥離など限定的な損傷であり、修復をすることなく又は応急修理程度で救出活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できる程度の損傷

表 2 - 4 - 2 : <想定される都内の細街路の閉塞の可能性>

*細街路における閉塞の可能性 (閉塞率)				
区 部	15%未満	15~20%	20%以上	計
	69.6%	25.7%	4.7%	100%

* 細街路の閉塞とは、道路の幅員が13m未満の狭い道路において、ゆれや液状化現象によって道路周辺の家屋等が倒壊することにより当該区間が通行できなくなる状態

表 2 - 4 - 3 : <想定される都内の鉄道施設の被害割合 (在来線・私鉄線)>

鉄道施設被害割合 (在来線・私鉄線)		
区 部	*1大被害	*2中小被害
	0.1%	2.5%

* 1 : 大被害 : 機能支障に至る程度の橋梁・高架橋の被害 (破壊、倒壊、耐荷力に著しい影響がある損傷)

* 2 : 中小被害 : 機能支障に至らない程度の橋梁・高架橋の被害 (短期的には耐荷力に著しい影響のない損傷)

(4) 区施設の被害想定

- 想定する地震によって、総合庁舎を含む区の施設が使用不能となるような重大な被害は、生じないものとする。
- 区の施設に火災が発生した場合においても、防火設備及び初期消火活動により、業務に支障が生じるような被害を受けないものとする。
- 電気、通信、上下水道等のライフラインについては、一時的に途絶する可能性があるものとする。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

(1) 人命救助を最優先

非常時優先業務には、応急対策業務及び優先度の高い復旧業務、業務継続の優先度の高い通常業務があるが、応急対策業務においては人命救助を最優先に、被災者の救助・被害の拡大防止活動を行う。

したがって、発災から当分の間は、被災者(死傷者)やその家族、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等のニーズに対応する活動が中心となるため、業務継続の優先度の高い通常業務であっても中断せざるを得ないものも発生する。

(2) 災害時の業務量

災害が発生した場合は、まず非常時優先業務の遂行に全力を挙げることとなるが、中でも緊急を要する応急対策業務に専ら従事することとなる。緊急を要する応急業務が終了した段階で、その他の優先順位の高い通常業務から徐々に復旧させていくこととなる。

一方、非常時優先業務以外の通常業務は、中断又は休止することとなるため、業務量は最低レベルとなる。

2 非常時優先業務の選定

今回の業務継続計画(地震編)の改定に伴う非常時優先業務の選定にあたっては、改めて全業務を対象とした洗い出し調査を行った上で、次の基準により非常時優先業務の選定を行った。

(1) 全業務の洗い出しと非常時優先業務の選定

非常時優先業務を選定するため、区が通常行っている業務と災害時に新たに発生する業務を全て洗い出し、表3-1の評価基準に基づいて、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持への影響度を評価し、継続すべき業務の選定を行った。

なお、選定した非常時優先業務については、発災時刻にかかわらず適用できるように計画に汎用性を持たせているため、発災時刻によっては必要としない業務も含まれている。

表 3-1：＜影響の重大性の評価基準表＞

＜非常時優先業務＞

評価	評価基準
A	発災後 24 時間以内 に業務に着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に 重大な影響を及ぼすため 、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後 3 日以内 に業務に着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に 相当の影響を及ぼすため 、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後 1 週間以内 に業務に着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に 影響を及ぼすため 、対策を講ずべき業務

＜その他の業務＞

評価	評価基準
D	発災後 1 週間以上 は着手しなくても、中断が区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に直ちに 影響を及ぼさない と見込まれる業務

(2) 非常時優先業務の選定結果

総業務数 1, 246 件のうち、非常時優先業務数（表の A、B、C）は 228 件であり、この内、応急・復旧業務数は 146 件、優先すべき通常業務数は 82 件である。詳細は、表 3-2 のとおりである。

表 3-2：＜非常時優先業務選定結果表＞

評価	非常時優先業務数	非常時優先業務の内訳	
		応急・復旧業務数	優先すべき通常業務数
A	116	93	23
B	70	40	30
C	42	13	29
小計	228	146	82

評価	その他の業務数	その他の業務の内訳	
		緊急を要しない応急・復旧業務数	その他の通常業務数
D	1,018	19	999
合計	1,246	—	—

* 緊急を要しない応急復旧業務（評価 D：発災後 1 週間以降に着手を予定している業務）19 件の内、主な業務は、次のとおり

- ・区が管理する公営住宅等の空家情報の都への提供
- ・応急仮設住宅の募集、及び管理運営
- ・被災児童、及び生徒の応急教育に関すること など

3 主な非常時優先業務

「2 非常時優先業務の選定 (P12)」で行った非常時優先業務の選定結果の内、各災対部の主な業務と各業務の開始目標時間は、表3-3のとおりである。

表3-3 < 主な非常時優先業務 >

< 災害対策本部事務局の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	非常時優先業務	
		災害対策業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○災害対策本部の設置 ○各災対部等からの被害状況、 災害状況の集約と情報共有 ○職員の安否確認情報と参集状況の 把握	○危機管理対應用 資機材の整備
	発災～ 12時間 までの間に	○防災関係行政機関等との連絡 ○災害時協定締結団体等との連絡、 応援要請	
	発災～ 24時間 までの間に	○国機関、都知事その他防災関係行 政機関との協議、交渉、要請等 ○備蓄物資の管理、各避難所への 物資輸送手配の指示	
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に		
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に		

* 災害対策本部事務局：防災課、生活安全課

< 災対総務部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○総合庁舎の施設保全、ライフライン の復旧、来庁者の誘導、安全確保 ○中目黒スクエアの来庁者の安全 確保と被害状況等の確認 ○車両等輸送機関の調達	
	発災～ 12時間 までの間に	○補完避難所（男女平等・共同参 画センター）の開設 ○帰宅困難者対応 ○災害対策に係る契約、物資の調 達・支援	○集中管理車の 運行管理の再開 ○法令解釈・運用支 援の再開
	発災～ 24時間 までの間に	○他自治体の応援職員の受け入れの ための各課人員状況等の情報収集 ○本部職員のサービス・健康管理	
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に	○各避難所施設の安全点検、保全、 区有施設の修繕	
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に		

災対総務部 の構成	総務課、人権政策課、人事課、契約課、施設課
--------------	-----------------------

＜ 災対企画経営部、災対区有施設プロジェクト部の主な非常時優先業務 ＞

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○災害・被害情報の整理と記録 ○災害・被害情報の関係者への伝達 ○区民向け災害情報の発信（防災無線・広報車等） ○報道機関への情報提供 ○応急・復旧業務に必要な情報システムの被害状況調査	
	発災～ 12時間 までの間に	○コールセンターの開設、来庁者の相談窓口の運用	
	発災～ 24時間 までの間に	○災害対策に必要な現金及び物品の出納事務 ○応急・復旧業務に必要な各課情報システム復旧対応に関する連絡調整・協力	○区民向け災害情報の発信（ホームページ・メールマガジン・ツイッター等）
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に		
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に	○「災害対策予算方針」の決定、 予算配分等の管理	

災害企画経営部、区有施設プロジェクト部の構成	政策企画課、長期計画コミュニティ課、区有施設プロジェクト課、経営改革推進課、秘書課、財政課、広報課、区民の声課、情報課
------------------------	---

< 災対区民生活部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24 時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3 時間 までの間に	○所管する住区センター等の施設の 来庁者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認 ○区内被害の概況調査	○地区サービス事務 所、住区センターの 施設点検
	発災～ 12 時間 までの間に	○区民等からの災害情報の収集 ○補完避難所(住区センター)の開設 ○帰宅困難者対応 ○住民基本台帳事務調整等	
	発災～ 24 時間 までの間に	○地域避難所及び給水拠点における 給水活動の開始 ○広域避難所への職員の派遣の開始 ○遺体収容所の開設と職員の配置 ○死亡届の受付・火葬許可事務取扱 所の開設	○区民斎場の運営 ○臨海広域斎場組 合との連携協力体 制 ○戸籍届出事務の 再開
B 72 時間 以内	発災～ 72 時間 までの間に	○り災証明申請の受付等の開始 ○赤十字奉仕団、住区住民会議、 町会・自治会との連絡調整	
C 1 週間 以内	発災～ 1 週間 までの間に	○がれき処理の受付及び調査 ○被災者相談業務に必要な臨時相 談所の開設	○国民健康保険、後 期高齢者医療制 度の保険証発行の 事務の再開

D その他の業務	○り災証明申請の受付・交付事務	
-------------	-----------------	--

災対区民生活 部の構成	地域振興課、税務課、滞納対策課、国保年金課、戸籍住民課、 北部地区サービス事務所、東部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、 南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所
----------------	---

< 災対産業経済部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○所管する区民センター施設の来庁者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認	
	発災～ 12時間 までの間に	○区民センター内の建物等の施設点検 ○区民センター内の補完避難所の開設	
	発災～ 24時間 までの間に		
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に		
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に	○商工業者等の被害状況調査 ○商工業者、及び金融機関等への協力依頼、中小企業者への支援 ○食料等生活物資の安定供給のための商工業者への協力依頼	

災対産業経済部の構成	産業経済・消費生活課
------------	------------

< 災対文化・スポーツ部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○所管する文化ホール、体育施設等 の来庁者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確 認	
	発災～ 12時間 までの間に	○地域避難所（碑文谷体育館、め ぐる区民キャンパス内等）の開設 ○補完避難所（中目黒GTプラザホ ール）の開設 ○帰宅困難者対応	
	発災～ 24時間 までの間に	○外国人支援のための情報提供 ○遺体収容所（中央体育館、駒場 体育館）の開設	
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に		
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に		

災対文化・ スポーツ部 の構成	文化・交流課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進課
-----------------------	----------------------------------

< 災対健康福祉部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○所管する高齢・障害者施設の来 庁者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確 認 ○民生・児童委員及び地域住民組 織による、安否確認 ○居宅介護事業所及び地域包括支 援センターによる安否確認 ○介護事業者との連絡調整	
	発災～ 12時間 までの間に	○福祉避難所の開設 ○安否確認チームによる要配慮者の 安否確認の実施 ○区備蓄物資の輸送	
	発災～ 24時間 までの間に	○要配慮者の避難と避難所・在宅 生活への支援 ○福祉系ボランティアへの受け入れ及 び派遣	○ボランティア受け入れに 伴う社会福祉協議会 との連絡調整
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に	○要配慮者の安否の確認、避難と 避難所・在宅生活への支援 ○救助物資（都備蓄品、義援品 等）の受領、及び配分計画表の 作成と輸送	○民生・児童委員との連 絡調整
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に	○要配慮者への介護・福祉サービ スの提供 ○災害弔慰金の支給、被災者生活 再建支援金等、及び災害援護資 金等の貸付	

災対健康福祉 部の構成	健康福祉計画課、福祉総合課、介護保険課、高齢福祉課、障害福祉課、 生活福祉課
----------------	---

< 災対健康推進部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24 時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3 時間 までの間に	○所管する碑文谷保健センター施設 の来庁者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確 認 ○緊急医療救護所の開設 ○医薬品、医療資機材の確保	
	発災～ 12 時間 までの間に	○緊急医療救護所の設置に伴う情 報共有 ○DMAT 受入れ調整 ○緊急医療救護所用の医薬品・医 療チームの配分調整	
	発災～ 24 時間 までの間に		
B 72 時間 以内	発災～ 72 時間 までの間に	○保健師、医療ボランティア受入れ 調整 ○避難所・地域・仮設住宅等におけ る感染症対策 ○避難所等の食品・飲料水の衛生 状態の確認及び相談受付 ○動物保護・管理に関する業務	
C 1 週間 以内	発災～ 1 週間 までの間に	○避難所・地域・仮設住宅等への巡 回保健相談活動	

D その他の業務	<p>* 発生したら即時対応を必要とする業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症発生時の対応 ○食中毒（疑い含む）発生時の対応 ○狂犬病及び犬による咬傷事故発生時の対応 ○毒劇物事故に関する対応
-------------	---

災対健康推進 部の構成	健康推進課、生活衛生課、保健予防課、碑文谷保健センター
----------------	-----------------------------

＜ 災対子育て支援部の主な非常時優先業務 ＞

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○所管する保育園・学童保育クラブ 等の施設の利用者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認	
	発災～ 12時間 までの間に	○保護者が迎えに来るまでの応急保 育対応 ○福祉避難所の開設 ○補完避難所の開設	
	発災～ 24時間 までの間に		
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に	○学童保育クラブ・保育所の運営	
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に	○児童館の運営	

災対子育て支 援部の構成	子育て支援課、放課後子ども対策課、子ども家庭課、 児童相談所設置調整課、保育課、保育計画課、保育施設整備課
-----------------	--

＜ 災対都市整備部、災対街づくり推進部の主な非常時優先業務 ＞

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○道路、橋梁、河川の点検 ○緊急道路障害物除去路線の調査 ○道路等の障害物除去 ○がけ地及び擁壁の点検、緊急措置	
	発災～ 12時間 までの間に	○区有施設（住宅・駐輪場・公園）の被害状況調査 ○補完避難所の開設（菅刈公園和館・三田防災街づくり会館）	
	発災～ 24時間 までの間に	○住家の被害認定調査(一次) ○民間建築物の応急危険度判定調査 ○家屋被害概況・状況調査 ○遺体の収容搬送	
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に	○区営住宅等の補修・復旧 ○倒壊家屋の解体及び解体によるがれき処理・運搬	○雨量観測計、河川水位観測計による通常観測と区民への情報提供の開始 ○区営住宅等部所管施設の管理運営
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に	○公園等施設の安全点検 ○応急仮設住宅建設候補地の現況確認	○建築基準法関係法令に基づく事務
D その他の業務		○区が管理する公営住宅等の空家情報の都への提供 ○応急仮設住宅の募集、及び管理運営	
災対都市整備部 災対街づくり推進 部の構成	都市計画課、都市整備課、地区整備課、木密地域整備課、土木管理課、みどり土木政策課、道路公園課、道路公園サービス課、建築課、住宅課		

< 災対環境清掃部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、24 時間以内ま でに業務開 始を目標と している業 務	発災～ 3時間 までの間に		
	発災～ 12時間 までの間に		
	発災～ 24時間 までの間に	<ul style="list-style-type: none"> ○東京23区清掃一部事務組合との連絡調整の開始 ○清掃工場施設の被害状況等の確認 ○ごみ、がれき、し尿、一般廃棄物の収集作業計画の策定の開始 ○動物遺体の運搬、及び一時収容の開始 ○ごみの臨時集積所・臨時中断所の設置 ○電力ひっ迫に伴う計画停電や節電要請の対応 	○集積所の不法投棄対応
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に		
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に		

D その他の業務	○がれきの最終処分場の連絡調整
-------------	-----------------

災対環境 清掃部の構成	環境保全課、清掃リサイクル課、清掃事務所
----------------	----------------------

< 災対教育部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○所管する小中学校、社会教育館、図書館等の施設の利用者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認開始	
	発災～ 12時間 までの間に	○地域避難所（区立小中学校等）の開設 ○補完避難所（社会教育館等）の開設 ○帰宅困難者の対応	
	発災～ 24時間 までの間に		○見守りメール（学校緊急情報連絡システム）の運用の再開
B 72時間 以内	発災～ 72時間 までの間に		
C 1週間 以内	発災～ 1週間 までの間に	○所管する施設の点検・緊急修繕等の開始	

Dその他の業務	○被災児童、及び生徒の応急教育に関すること
---------	-----------------------

災対教育部 の構成	教育政策課、学校統合推進課、学校ICT課、学校運営課、 学校施設計画課、教育指導課、教育支援課、生涯学習課、八雲中央図書館
--------------	--

< 災対協力部の主な非常時優先業務 >

区分	業務開始 目標時間	災害対策優先業務	優先すべき通常業務
A 発災後、 24時間 以内までに 業務開始を 目標として いる業務	発災～ 3時間 までの間に	○区議会災害等対策会議との連絡調整 ○各災対部への応援体制の準備	

災対協力部 の構成	会計課、区議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局
--------------	-----------------------------

第4章 業務継続のための執行体制の整備

発災時に重要な意思決定に支障を生じさせないよう災害対策本部長等の職務代理をあらかじめ定める。また、参集職員については勤務時間外に発災した場合について想定し、非常時優先業務の遂行と一定の整合を図る。

1 災害対策本部長等の職務代理

非常時優先業務を遂行するにあたり、責任者が不在の場合でも適切な意思決定が迅速に行われるよう、あらかじめ職務を代理する者を定めて指揮命令系統を確立しておく必要がある。

(1) 災害対策本部長等の職務を代理する者

災害対策本部長及び災害対策本部各部の長の職務を代理する者については、「目黒区災害対策本部条例」、「目黒区災害対策本部条例施行規則」及び「目黒区災害対策本部長等の職務代理に関する要綱」により、表4-1のとおり定められている。

表4-1：＜災害対策本部長等の職務代理者＞

		事由	職務を代理する者
災 害 対 策 本 部 長	1	災害対策本部長（区長）に事故あるとき	副本部長（副区長、教育長の順）
	2	本部長及び副本部長に事故あるとき	危機管理室担当部長
	3	本部長及び副本部長並びに危機管理室担当部長に事故あるとき	防災課長
	4	1から3の者のすべてに事故あるとき	在席又は登庁した災害対策本部員（部長）のうちから、原則として以下の順により職務を代理する。 ① 企画経営部長 ② 総務部長 ③ 区民生活部長 ④ 健康福祉部長 ⑤ 子育て支援部長 ⑥ 都市整備部長 ⑦ 環境清掃部長 ⑧ 会計管理者 ⑨ 区議会事務局長 ⑩ 教育次長 ⑪ 選挙管理委員会事務局長 ⑫ 監査事務局長

	5	1 から 4 の者のすべてに事故あるとき	部長級職員及び課長級職員のうち、在席する者が 4 に定める者の順の例によりその職務を代理する。
各 部 局	1	各部局において部局長に事故あるとき	庶務を担当する課長（次長）
	2	部局長及び庶務を担当する課長に事故あるとき	あらかじめ各部局において定められている者

(2) 課題

- 各部局における職務代理者の順位を明確にすること。

(3) 対策の方向性

- 非常時優先業務を遂行するうえで、各部局、各課においてあらかじめ意思決定者の職務を代理する者を定める。
 - ア 部局長が不在の場合
 - 部局長があらかじめ指定する課長を複数指定し、職務の代理順序を定める。
 - イ 課長が不在の場合
 - 課長があらかじめ指定する係長級職員（課長補佐、係長又は主査）の中から複数指定し、職務の代理順序を定める。さらに、係長級職員が欠ける場合を想定し、一般職員の中から複数指定し、職務の代理順序を定める。

2 職員の参集態勢（目黒区地域防災計画）

発災時には、目黒区地域防災計画における非常配備態勢基準及び非常配備指定区分により、震度基準による 1 から 3 の配備態勢をとる。平成 30 年 6 月現在の職員数は 2,151 人*である。
（*非常配備態勢名簿に登載している常勤職員数）

3 勤務時間外に参集可能な職員数の把握

（想定 1）居住地から徒歩により参集可能な職員数

- 全常勤職員 2,151 人について、居住地から参集場所までの距離を基に徒歩による時間別の参集可能職員数を算出する。
- これまでの災害を踏まえ、路上障害物の回避、徒歩帰宅者による混乱、休憩等を考慮し、歩行速度は時速 2 km とする。
- 居住地から参集場所までの距離が 20 km を超える職員は、交通機関の復旧により、72 時間後に参集できるものとする。
- 上記想定による時間別の参集可能職員は、表 4 - 2 のとおりである。

表4-2：＜居住地からの徒歩による参集可能な職員数＞

参集時間	～1時間	～3時間	～6時間	～24時間	～72時間	～1週間
人数(人)	509	893	1,374	1,768	2,148	(*)2,151
参集率(%)	23.6%	41.5%	63.8%	82.1%	99.8%	100.0%

(想定2) 参集困難な職員を想定した参集可能な職員数

- 地震発生から発災後24時間までは、発災直後の負傷や混乱等により参集対象者の20%が参集困難と想定し、参集可能な職員数を算定した。
- 発生後24時間から発災後72時間後までは、被災地周辺の交通機関の復旧に伴い、交通機関と徒歩の組合せにより参集する職員が増加するが、参集対象者の10%が参集困難と想定し、参集可能な職員数を算定した。
- 地震発生から1週間後まで、参集対象者の2%については、本人の死亡・重傷等により参集不可能と想定し、参集可能な職員数を算定した。

表4-3：＜参集困難な職員を想定した参集可能な職員数＞

	参集時間	～1時間	～3時間	～6時間	～24時間	～72時間	～1週間
区職員 全体	人数(人)	399	700	1,077	1,386	1,895	2,108
	参集率(%)	18.55%	32.55%	50.08%	64.44%	88.08%	98.00%
災 対 本 部	人数(人)	9	14	21	27	35	39
	参集率(%)	23.52%	35.28%	52.92%	66.64%	88.20%	98.00%
災 対 総 務 部	人数(人)	13	27	52	69	95	106
	参集率(%)	12.34%	24.68%	47.91%	63.88%	88.20%	98.00%
災 対 企 画 経 営 部	人数(人)	9	17	29	35	58	65
	参集率(%)	13.07%	26.13%	43.95%	53.45%	88.20%	98.00%
災 対 区 民 生 活 部	人数(人)	45	86	141	190	256	284
	参集率(%)	15.41%	29.74%	48.66%	65.42%	88.20%	98.00%
災 対 産 業 経 済 部	人数(人)	5	9	15	18	25	27
	参集率(%)	16.80%	33.60%	53.20%	64.40%	88.20%	98.00%
災 対 文 化 ・ ス ポ ー ツ 部	人数(人)	4	5	13	18	27	30
	参集率(%)	12.65%	17.70%	40.46%	58.17%	88.20%	98.00%
災 対 健 康 福 祉 部	人数(人)	42	78	120	154	200	222
	参集率(%)	18.30%	34.54%	52.84%	68.04%	88.20%	98.00%
災 対 健 康 推 進 部	人数(人)	11	25	48	68	93	103
	参集率(%)	10.45%	23.89%	45.55%	64.96%	88.20%	98.00%
災 対 子 育 て 支 援 部	人数(人)	182	289	410	491	607	674
	参集率(%)	26.44%	42.05%	59.60%	71.33%	88.20%	98.00%
災 対 都 市 整 備 部	人数(人)	27	50	78	109	171	192
	参集率(%)	14.00%	25.60%	40.00%	55.60%	87.30%	98.00%
災 対 環 境 清 掃 部	人数(人)	10	17	31	45	113	125
	参集率(%)	7.96%	13.48%	23.89%	34.91%	88.20%	98.00%
災 対 教 育 部	人数(人)	38	71	103	139	183	205
	参集率(%)	18.01%	33.76%	49.14%	66.40%	87.78%	98.00%
災 対 協 力 部	人数(人)	5	10	17	24	31	34
	参集率(%)	13.44%	29.12%	49.28%	67.20%	88.20%	98.00%

(1) 課題

- 非常時優先業務遂行に必要な職員数に対し、初動時（発災から 24 時間以内）に従事する職員の確保

(2) 対策の方向性

- 災対各部の参集人員想定をもとに発災時に効率的な業務遂行ができるよう、非常時優先業務の絞り込みと業務遂行の手順を事前に準備する。
- 緊急連絡網の整備と通信手段の充実を図り、発災後の職員の安否や被害状況を速やかに把握することで、確実な参集人員想定を立てる。
- なお不足する必要人員の確保は、次の項目によりあらかじめ体制を整備する。
 - ア 業務の優先順位に応じて部局内で応援体制を検討し、整備する。
 - イ 本計画に基づき、業務の優先順位に応じて部局間の応援体制を検討し、整備する。

4 参集職員の配置及び任務

勤務時間内外を問わず、参集（在席）職員は発災時に表 4 - 4 のとおり緊急初動態勢をとる。その後、「(3) 任務付与」の流れに従い業務を行う。

表 4 - 4 : <緊急初動体制>

防災センターの緊急初動態勢	防災センター以外の緊急初動態勢
1 参集（在席）職員の把握、庁舎・設備等の安全確認	1 参集（在席）職員の把握、勤務場所・設備等安全確認
2 関係機関等と情報収集・伝達	2 災害情報（庁外施設の被害状況、地域の被災状況等）の収集及び本部への災害情報の通報
3 災害対策本部の開設準備	3 本部からの情報受理・庁外施設、関係団体等に情報発信
4 その他、緊急に実施すべき初期応急対策	5 避難者の把握
	6 その他、緊急に実施すべき初期応急対策

(1) 勤務時間内に発災した場合の職員配置等

原則として震度 5 強以上（第 3 非常配備態勢）の場合は、非常時優先業務の考え方に従い活動する。

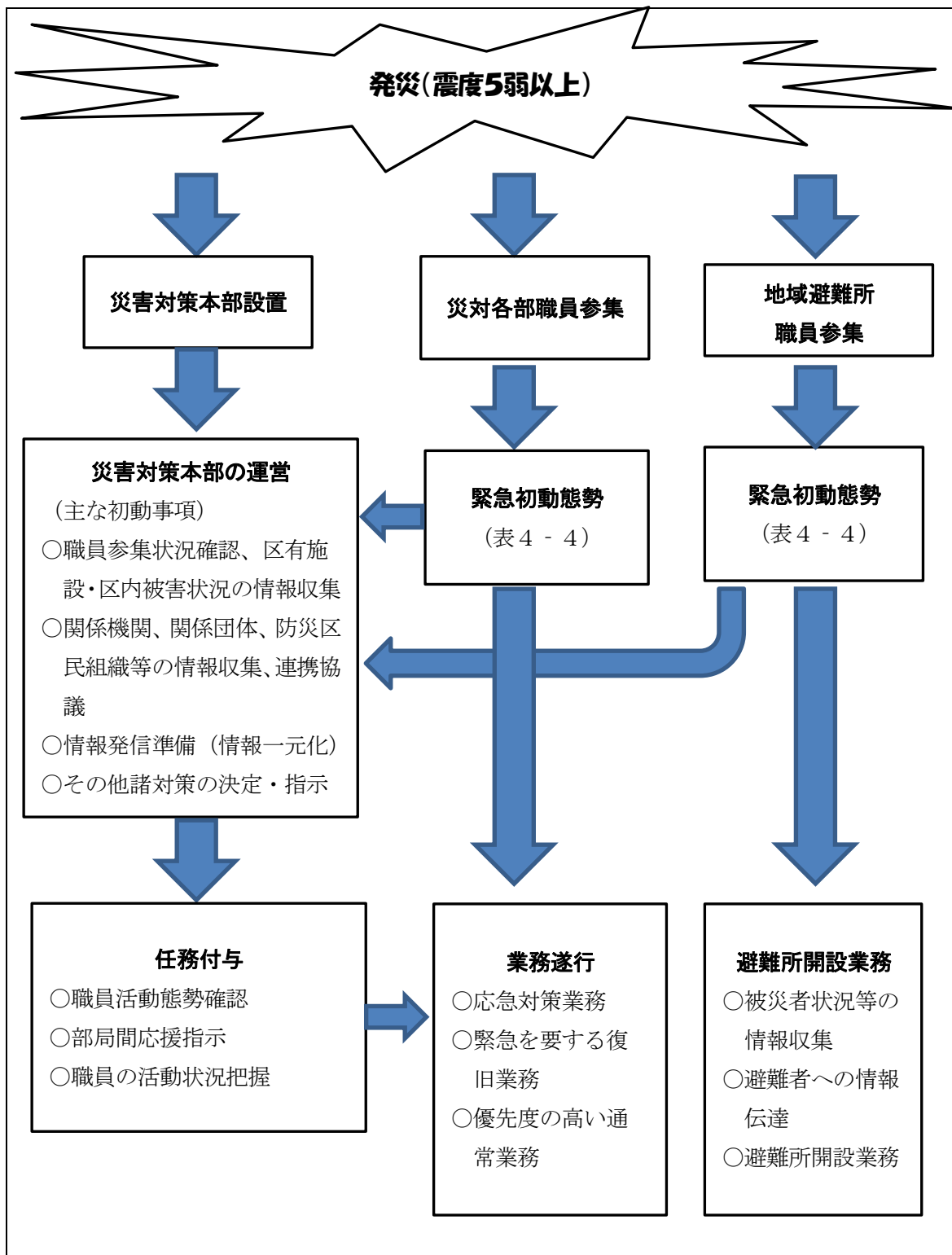
(2) 勤務時間外に発災した場合の職員配置等

参集職員は、災害対策本部の態勢が整うまで、表 4 - 4 のとおり緊急初動態勢をとる。（「勤務時間外の大地震発生に係る災害対策本部運営の特例を定める要綱」第 5 条及び第 6 条）

(3) 任務付与

災害対策本部の設置から具体的な任務付与までの一連の活動は、図4-1のとおり。

図4-1：＜災害対策本部の設置から具体的な任務付与までの一連の活動＞



(4) 課題

長期（一週間以上）にわたり災害対応活動に従事する場合の勤務態勢の確保。

(5) 対策の方向性

- 人員不足に対応する他自治体・ボランティア等による応援を円滑に受け入れる「受援計画」の策定（応援職員が速やかに活動できる「受援マニュアル」の作成）
- 非常配備態勢における会計年度任用職員の位置付けの検討
- 確実な交代勤務を実現するために、長期にわたる業務の窓口の絞り込みや一元化、活動時間の見直し等の検討

第5章 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、総合庁舎をはじめとする区有施設の機能を保持し、又は早期復旧を図るなど業務執行場所の確保（基本方針：要素2）とともに、ライフラインが一時的に途絶した場合の準備（基本方針：要素3）、関係機関との情報連絡手段の確保（基本方針：要素4）など、業務継続のための執行環境を整備する必要がある。さらに、業務遂行に欠かせない重要な行政データの確保（基本方針：要素5）は不可欠である。

1 施設の安全対策

(1) 区有施設の現状

平成29年度末現在、区は187の建物を有している。そのうち、目黒区民センターの一部で耐震性を示す強度の値（Is値）が基準を若干下回る部分がある点を除き、他の建物では耐震性を有している状況である。（出展：建物数「施設データ集（H31.2）」1.2、区民センター耐震性「平成10年（1998年）の耐震診断の結果」より）

目黒区地域防災計画により災害対策本部を設置する総合庁舎、防災センターは、いずれも震度7程度までの地震による倒壊を想定しない。

また、施設の管理についても、区職員による直営方式から民間への委託や指定管理制度導入等による公設民営方式へ移行している場合がある。このため、発災直後から各施設で対応が必要とされている避難誘導や安全管理、避難所開設等にあたっては、施設の利用状況や管理形態に応じた対策を図る必要がある。

(2) 課題

- 勤務時間内に発災した場合に迅速な業務の再開が妨げられないよう、オフィス家具転倒防止対策を行う必要がある。
- 災害発生後、区有施設の使用を速やかに再開できるように、施設管理者による被害状況調査の手順を整理し定めておく必要がある。
- 区職員が勤務していない区有施設においても、発災時の管理者との連絡方法や役割分担を整理する等、発災直後の初動態勢を確保できるようマニュアル等で対応を定めておく必要がある。

(3) 対応の方向性

- 各部局は「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」（東京消防庁：平成27年3月）に基づき、オフィス家具転倒防止対策を実施する。
- 区有施設の使用開始にあたっては、施設の利用状況に応じた安全点検や保全を行い、必要な修理等を段階的に実施する。
- 区職員が常勤していない区有施設について、発災時における管理者との初期対応や条件等を整理した上で、必要に応じて協定や契約の仕様書等を活用した明文化を図る。

2 ライフライン途絶時の準備

(1) ライフライン途絶時の総合庁舎の状況

ライフライン途絶時の総合庁舎の状況は表5-1のとおりである。

表5-1：<ライフライン途絶時の総合庁舎の状況>

設備	現状
電力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電時は、総合庁舎地下3階にある非常用自家発電設備が稼働する。なお、供給量は平常時の1日平均使用量の約33%であり、設備の状態、燃料貯蔵量などから稼働時間は72時間としている。 ○ 停電時に非常用自家発電設備から非常用電力が自動的に供給される主な設備は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 1 受変電室吸気・排気ファン（非常用自家発電設備稼働用） 2 屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、IG-541消火設備、窒素ガス消火設備（火災発生時対応用） 3 電話交換設備（非常用自家発電設備起動までは専用バッテリー（2時間程度）で電力を供給） 4 階段室内照明（非常用照明設備がバッテリーにより約30分点灯） 5 上下揚水ポンプ、汚水槽排水ポンプ等（断水していない場合は通常使用可能） ○ 電力貯蔵システム（無停電電源装置（UPS）。非常用自家発電設備が起動するまでの間、一部の機器に電力を供給する設備。30分程度の稼働。）から電力が供給される設備は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 1 サーバルーム2か所 2 水防システム 3 各階災害時用コンセント2~4か所 ○ 冷暖房設備、エレベーター設備（停電管制のみあり）、だれでもトイレの扉は非常用自家発電設備の電力は供給されないため利用不可能。
通信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話交換設備は専用バッテリーと非常用自家発電設備からの電力供給で機能する。耐震対策も実施済み。 ○ ファクシミリは、各階非常用コンセントの利用により使用可能。 ○ 災害時優先電話は電話線ケーブルにより電力が供給されるため、機器（NTTの電話線等を含む）に支障がなければ使用可能。
水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道局の給水が停止した場合、受水槽及び高置水槽に貯水されている水量（飲料制限は半日）が使用限度となる。 ○ 雑用水槽、雑用専用高置水槽はあわせて125m³であり、本館のみ使用可能（不足分は上水道から補充となる）

(2) 課題

長時間停電や断水等への対応を図ること。現状の能力で行政サービスに支障を生じないための対応を図ること。

(3) 対策の方向性

- 非常用自家発電設備の能力増強及び燃料の追加供給体制の整備。
- 非常用自家発電設備以外の電力供給方法の検討。
- 節水の周知・徹底を図る。
- 電力を使用する機器の利用制限、窓口の集約化（一部閉鎖）など、災害時における庁舎利用ルールを別途定める。

3 情報連絡手段の確保

災害時には、建造物やライフラインの被害状況、区民の被災状況及び関係機関の対応状況などの情報収集や情報の共有化のほか、広報活動が重要となるが、通信設備の破損等により、通信の途絶が想定される。

したがって、職員が情報を収集して災害対策本部に報告するため災害対策本部が職員に指示を出すためには、無線機や無線中継設備を更に充実させるほか、現場派遣職員用として災害時優先携帯電話を調達するなど、通信手段の多様化を検討する必要がある。

また、職員の安否確認及び緊急一斉メールの送受信が可能なシステムの構築も検討する必要がある。

(1) 現状

通信手段の現状は、表 5 - 2 のとおりである。

表 5 - 2 : <通信手段の現状>

名称	局数等	用途
防災行政無線固定系	固定系子局 65局	区民及び防災区民組織への一斉伝達用
防災行政無線移動系	移動局 266局	災害対策本部からの重要通信用 区出先機関、警察、消防、医療機関等との相互通信用
災害時優先携帯電話	35台	危機管理対策本部員等非常連絡用
災害時優先電話	130台	災害時の発信用

(2) 課題

- 災害時に活用可能な情報通信手段の多様化を図る必要がある。

(3) 対策の方向性

- SNS等の情報通信手段活用の検討
- 災害時優先携帯電話の機能を充実させる。
- 停電時に備えた携帯電話等の充電機能の確保

4 重要な行政データの保全

区は、区民の個人情報や民間事業者に関する情報を保有している。これらの情報の保存・管理・利活用は、情報システムの保全・維持が不可欠なものとなっている。

大地震が発生し、情報システム・ネットワークが被害を受けた場合、区民生活や企業の事業活動に重大な支障が生じる可能性がある。また、被害が軽微で、データが無事であったとしても、電力供給設備や通信設備などに損傷を受けていれば、情報システムは利用できず、区業務の継続は困難となる。

その他、災害発生時には、東京都や医療機関との災害発生医療救護情報の情報収集・提供に必要な「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」等のように、限られた電力供給や通信環境においても、発災直後から優先的な使用が必要なシステムがある。

このような状況においても、区が業務を継続するためには、発災後における活用可能な情報システムを把握し、代替措置の有無を含め、時系列に優先対応が必要となる。業務を整理のうえ、システム・ネットワークの早期復旧を行う必要がある。

このため、別途、情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、迅速な対応を図ることとする。

（1）現状

基幹系システムの一部については、災害時及び障害時に備え、バックアップシステムによる運用を行うことができる。その他の重要システムについては、バックアップ対策を進めている。

（2）大地震が発生した場合の想定

大地震が発生した場合には、情報システムについて、次の脅威が想定される。

- ・ 1週間程度の電力供給停止
- ・ 機器の損傷やネットワークの一部遮断
- ・ 総合庁舎が使用不能になる可能性

（3）課題

業務の継続に必要な情報システムの稼働維持及び復旧対策を策定すること。

（4）対策の方向性

- 災害発生時に優先的な使用の開始が必要な情報システムを把握する。
- 無線技術の活用も視野に入れ、庁外施設との通信網の冗長化を検討する。

- 基幹系システムに加え、発災後1か月以内に必要な情報システムのバックアップの構築を検討する。
- 中・大規模システム（サーバ型システム等）の復旧作業は、システム保守業者が主となって実施することとなる。このため、平常時から保守委託仕様書等で災害時の復旧に伴う取扱いについて明記する。
- 紙台帳等による代替措置など、情報システムが喪失した場合の対策を検討する。
- 重要システムに被害が発生することを想定し、情報セキュリティの面からも、データセンターやクラウドサービスの活用を検討する。

5 職員の健康維持

職員が災害対策に専念できるようにするため、職員の健康維持を確保する体制の確立が必要である。

(1) 現状

非常配備態勢対象職員一人につき一日分の飲料水及び食料を配布し、各職員が管理している。

(2) 課題

災害対策に従事する職員の健康管理、衛生管理

(3) 対策の方向性

- 健康相談の実施
- 交代任務体制の確立
- 仮眠スペースの確保

6 業務継続に必要な資器材等の確保

大地震が発生した場合は、長期間にわたり区職員による救援・救護活動が必要になることから、応急活動用の防塵ゴーグル、防塵マスク、医薬品、救助用資器材、搬送車両等を計画的に調達し備蓄する必要がある。

また、通常業務に使用する資器材や用品等の破損や不足の場合に備え、予備の資器材や用品等を調達しておく必要がある。

(1) 現状

職員の応急活動用として、防塵マスク（1,000個）、防塵ゴーグル（800個）、救助用資器材（3セット）等を総合庁舎に備蓄している。

(1) 課題

- 非常時優先業務を遂行するための資器材等の充実
- 災害広報・搬送等のための車両の確保と職員による運転の検討

(2) 対策の方向性

- 防護衣、防災服予備、医薬品等、不足する資器材の調達と備蓄
- 重機、工作器具等の借用とその計画策定
- 2週間程度の文具・什器類の確保
- 災害時相互応援協定等に基づく物資受給の具体的手続きの確立
- 巡回等の作業委託で使用している車両の災害時活用と職員が運転するために必要な条件の整理

7 災害時の現金支出

発災時には、区の財務会計システム及び指定金融機関のシステムが稼働しないおそれがある。このような場合でも、非常時優先業務を継続するために、車両の借り上げや物品の購入等で、現金支出が必要になる場合が想定されるので、両者の当該システムが稼働しない場合の対応を検討しておく必要がある。

(1) 課題

- 災害時の現金支出への対応を図ること。

(2) 対応の方向性

- 現金支出ができる限り発生しない仕組みを検討する。
- 現金が不足した場合の支払いの代替策を検討する。

第6章 実効性確保のための取組

1 業務継続マネジメント（BCM）の推進

- 計画の継続的推進を図るためには、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（「Business Continuity Management」略して「BCM」という。）（下図6-1）の推進が必要である。
- また、本計画は、災害時における区の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、今後、非常時優先業務を効果的に遂行するために優先度の高い通常業務の個別具体的なマニュアルの策定と災害対策本部各部の行動マニュアルの見直しを進め、訓練を通じた計画の点検・検証を行い、本計画及び当該マニュアルを継続的に改善する。
- 業務継続マネジメントは、「目黒区危機管理会議」で継続的に改善して行く。その上で、非常時優先業務の特定・順位付け等は「目黒区業務継続計画策定調整等会議」（以下「BCP調整会議」という。）で全庁的な調整を行いながら検討する。BCP調整会議の構成及び所掌事項は、表6-1のとおりである。

図6-1：＜業務継続マネジメント＞

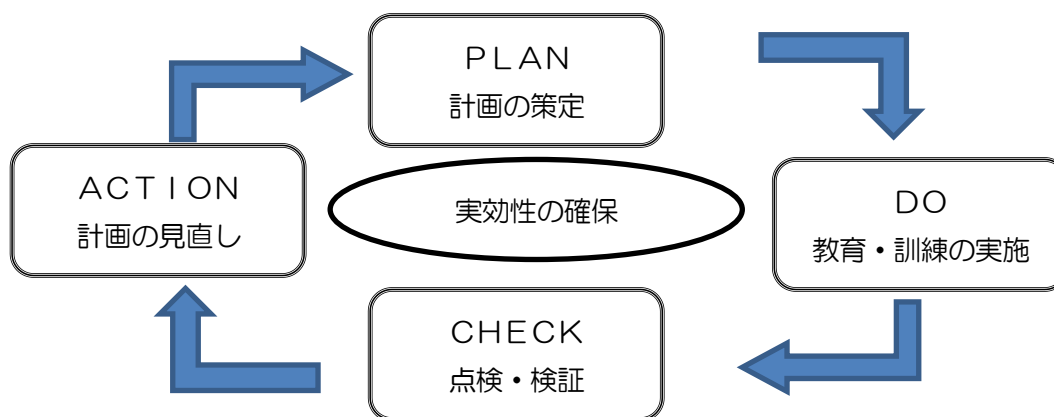


表6-1：＜BCP調整会議の構成及び所掌事項＞

座長	危機管理室担当部長
副座長	生活安全課長
委員	政策企画課長、区有施設プロジェクト担当課長、総務課長、防災課長、地域振興課長、産業経済・消費生活課長、文化・交流課長、健康福祉計画課長、健康推進課長、子育て支援課長、都市計画課長、地区整備担当課長、環境保全課長、会計課長、区議会事務局次長、教育政策課長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務の特定・順位付け等に関する事 ・非常時優先業務の継続に必要な資源の配分等に関する事 ・非常時優先業務の継続に係る全庁的な協力体制の確保に関する事 ・その他業務継続に必要な事項

2 職員に対する教育・訓練

- 計画の実効性を確保するためには、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように教育（研修）や訓練を行い、業務継続力の向上に努める必要がある。
- また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、実際に地震が発生する前に、訓練を通して一連のプロセスや手続きなどの実効性を確認しておくことが重要である。このため、人事異動等があった場合においても発災時に速やかに非常時優先業務を遂行できるよう、必要な教育・訓練を計画的・継続的に実施する必要がある。

3 計画の点検・検証・見直し

- 本計画では、訓練等を通じて問題点や課題を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直すという継続的改善、とりわけ非常時優先業務遂行に必要となる職員数等の精査に取り組み、その実効性を向上させていくことが重要となる。
- このため、各所属の責任者は、次の事項等について計画を適宜点検・検証する。
 - ・業務の優先度評価や目標復旧時間の変更
 - ・業務に必要な人員や資器材等の変更
 - ・業務内容の変更 等

4 地域防災計画との整合性の確保とマニュアルの整備

- 本計画の改定にあたっては、地域防災計画に基づく動員計画や組織体制等について改めて検証・見直しを行い、両計画間の整合性を図りながら災害時における業務継続力の向上に資するものを目指す。
- 災対各部長は、両計画の改定や組織改正等に伴い、必要に応じて災害対策本部各部の行動マニュアルの見直しを行う。

また、本計画で選定した非常時優先業務の内、特に重要で優先度の高い通常業務については、速やかに業務の着手や開始に取り組めるように、発災直後の人員や資器材等の不足を踏まえた業務処理の簡素化や応急対応の方法について検討を行い、応援職員でも対応可能な処理手順の作成を目指す。

5 協定締結事業者・団体等からの応援受入れ

- 大規模災害が発生した場合は、情報通信網の途絶、施設の損壊、負傷者への対応など専門的な技術や資器材等を活用した対応が必要となる。
- 区は、災害時の道路障害物の除去、応急物資の輸送、応急医薬品の供給等について、民間事業者と協定を締結している。また、友好都市など他自治体と物資及び職員派遣の相互援助協定を締結している。

- 協定に基づく応援要請が輻輳し、混乱を生じるおそれがあることから、要請窓口の一本化や応援受入に係る考え方や手順等、応援・受援態勢を整理する必要がある。
- また、災害時には、協定を締結している民間事業者等も被災し、履行能力が低下する可能性が高い。したがって、民間事業者等が被災する場合を想定し、民間事業者等に対して業務継続計画の策定を働きかける。

目黒区業務継続計画<地震編>平成31年(2019年)改定
平成31年4月10日発行
発行 目黒区
編集 目黒区危機管理室生活安全課
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 03(5722)9164